

# 事実発生日と提出期限について

## ➤ 事実発生日

手当の認定を受ける（或いは、認定を外す）ための事実・理由が発生した日を指します。よくある例をまとめましたので、参考にしてください。

**提出期限内に届け出た場合、事実発生日が属する月の次月給与より**届出内容が反映されます。

※事実発生日がその月の**初日**の場合は**属する月**から反映されます。

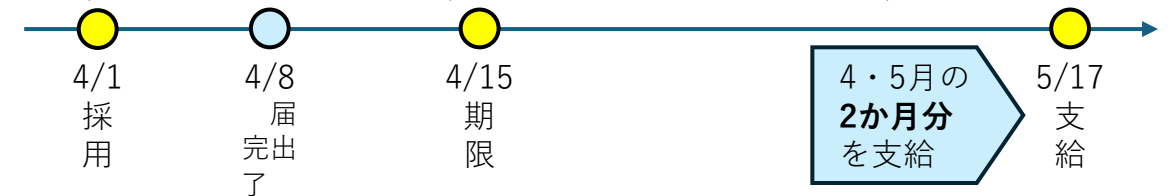
| 手当 | 事実・理由                 | 事実発生日                |
|----|-----------------------|----------------------|
| 共通 | 採用（身分変更を含む）           | 採用日（身分変更日） <b>当日</b> |
| 扶養 | 出生                    | 誕生日の翌日               |
|    | 雇用保険受給開始              | 開始日の <b>当日</b>       |
|    | 〃 終了                  | 終了日の翌日               |
|    | 退職                    | 退職日の翌日               |
| 通勤 | 転居※                   | 転居日の翌日※              |
|    | 通勤経路・方法の変更            | 変更日の <b>当日</b>       |
|    | 定期券運賃額の変更             | 変更日の <b>当日</b>       |
| 住居 | 転居                    | 転居日の <b>当日</b>       |
|    | 契約内容の変更（家賃額変更・契約者変更等） | 変更日の <b>当日</b>       |

※転居した日に出勤した場合、事実発生日は転居日当日となります

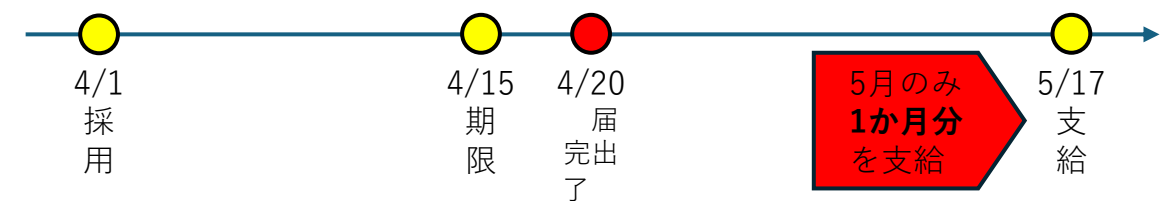
## ➤ 提出期限

扶養・通勤・住居手当は、事実発生日から**15日以内**に届出を提出してください。また、**すべての書類がそろっていることが必要**です。

例1) 4/1採用の場合（15日以内に届出が完了）



例2) 4/1採用の場合（15日経過後に届出が完了）



### 【留意点】

- 各日付が土日祝日の場合は、次営業日となります。
- 原則、届出が受理された日の翌月の給与で反映されます。
- 例2のケースは「支給要件が生じた場合」「手当額が増額する場合」に該当します。それ以外の場合、事実発生日の翌月（初日の場合は当月）より届出内容を反映します。

**！届出が遅れるほど職員自身が不利になります！**